

令和6年度第3回石狩市文化財保護審議会議事録

日 時 令和7年2月17日(火) 13:30～

会 場 石狩市役所 5階第2委員会室

出席者

〈委員〉 三島 照子 会長
百瀬 響 副会長
鈴木 明彦 委員
高瀬 克範 委員
加藤 和子 委員
久保田 陽子 委員
佐藤 貴美枝 委員

※三浦 泰之 委員は都合により欠席

〈事務局〉 社会教育部

部長 伊藤 学志
文化財課長 小島 工
同課主査・学芸員 志賀 健司
同課主査 作田 洋二
同課主任・学芸員 荒山 千恵

傍聴者 0名

【事務局（作田）】

本日は、石狩市文化財保護審議会のご案内を差し上げたところ、三浦委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、委員8名のうち、7名の委員の方にご出席いただいておりますことから、石狩市文化財保護条例施行規則第4条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

只今から令和6年度第3回石狩市文化財保護審議会を開催いたします。

開会にあたり、三島会長よりご挨拶をお願いいたします。

【三島会長】

皆さん、こんにちは。今年もよろしくお願い致します。

今年は33号遺跡の漆塗りの弓を指定文化財ということで諮問されていますので、しっかり審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

【事務局（作田）】

ありがとうございます。それでは議事の進行は三島会長にお願いします。

【三島会長】

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

（1）報告事項①令和6年度文化財保護事業について、事務局より報告願います。

【事務局（志賀）】

令和6年度文化財保護事業について説明いたします。

手元の資料1をご覧ください。

令和6年度の報告としましては3つあります。文化財関連事業について、2つ目が資料館関連事業についてです。3つ目に両方含めて研究活動の状況、その3つです。

1頁目、文化財関連事業について説明いたします。

文化財保護審議会、この審議会ですけれども今日で3回目です。埋蔵文化財に伴う協議調査報告、包蔵地の有無に関する照会に関する回答などが今年度はこれまで100件以上対応しております。

申し遅れましたが今年度と言いましても1月末までの状況です。

資料に戻りまして埋蔵文化財保護で今年度は試掘調査2件を行いました。

（3）文化財保護に伴う主な取り組み。これは定常的に行っておりまして、維持管理・状態確認あるいは防災訓練などを行っております。

（4）石狩市郷土研究会補助事業。郷土研究会の運営費に補助金を支出しております。

2頁目に移りまして（5）旧石狩小学校円形校舎の利活用。こちらも公開を継続して行っておりますが、5月から9月にかけて週3回予約制で公開しております。

今年度は個人、団体もありますが、個人で115人の方が見学に来られました。その他イベントに伴う公開として、6月のハマナスデー、9月のさけまつりの際は一般公開しております。

（6）文化財関連設備の修繕として史跡の荘内藩ハママシケ陣屋の案内看板の修繕を行い

ました。(7) 文化財関係に伴う研修としては今年度は2件、北見市と札幌の道立埋蔵文化財センターに研修として職員を派遣しております。(8) 市指定文化財の指定に向けての資料調査については後ほど資料3に基づいて説明します。

3頁目、(9) その他ですが、昨年度末3月にと旧山谷家住宅、石倉と木倉が登録文化財に登録され、その登録証を4月に交付しました。

もうひとつ保管していたアイヌの遺骨を慰霊施設へ移管しまして、供養の儀式イチャルパが行われましたので、そちらに出席しております。ここまでが文化財関連事業です。

続きまして4頁目2の資料館関連事業について説明いたします。

(1) 資料館入館者数について1月末時点ですが、いしかり砂丘の風資料館が2010人と、昨年度3月末までに比べて少し、少ない数字ですがおそらく年度末にはそれを超えるものになると思います。はまます郷土資料館は10月でシーズンを終えまして、914人になっています。(2) 団体の利用件数ですが、17件の団体の利用がありました。小中学校が7件、学校以外の団体が10件です。(3) 主催行事です。展示・講座などですが、まず展示ですが、いしかり砂丘の風資料館を会場としたものが3件、外部ですが図書館などのエントランスあるいは閲覧室を利用した小規模な展示が4件、合わせて7件となっております。

資料館の中で行ったものとしては、いしかり砂丘の風資料館開館20周年記念のテーマ展・特別展を開催しました。図書館のほうでは関連した小規模な展示も行いました。

5頁目の方に移ります。②の講座・イベントの関連。これは当館主催のものが8件です。野外講座2件、体験講座ワークショップ的なものが2件。連続講座、座学の講座が1件。2回で一件ですね。外部でのトークイベント、エクスカッションとして見学旅行に出かけたものが2件。合わせて8件の講座・イベントを行いました。

6頁に移ります。(4) 関連行事への協力。これは当課主催ではありませんが、外部団体主催の事業への協力で、こちらに5件挙げておりますが、これはいずれも浜益荘内藩陣屋プロジェクト主催の事業への協力です。ハママシケ陣屋に関するもの、あるいは松本十郎に関する展示やトークイベントです。

(5) は先ほど申しました団体見学の内訳です。詳細はご覧ください。7頁目にいきます。

(6) 学芸員が外部に派遣されての活動です。市役所関連もあれば民間の団体もありますが8件派遣されております。

続きは刊行物関連ですが、(7) いしかり砂丘の風資料館紀要の発行。これはお手元の青い冊子です。今年度の学芸員の研究成果です。(8) いしかり砂丘の風資料館だより「エスチュアリ」の刊行。先ほどの紀要は特に一般向けというわけではありませんが、こちらのエスチュアリの方は一般の方々に分かりやすく活動や成果を伝えるということで4回発行しております。今年度は3回発行して、4回目が3月までに発行予定になっております。

資料館関連はここまでになりまして10頁目。3番の研究活動の状況。これは資料館の研究活動その他の活動も含めてまとめております。(1) 講師派遣として、特に研究報告的なものとしては、これらに講師派遣を行っております。(2) 研究成果の公開として学会発表

1件、執筆が1点印刷中です。(3) 外部委員、5件。このようなものに社会貢献という形で貢献しております。(4) 共同調査研究、これは令和6年度プンカウ共同研究というのですが、プンカウというのは国立アイヌ民族博物館のアイヌ文化でつながる博物館等ネットワークという、主に道内の博物館が中心ですが、全国のアイヌに関連した資料を持っている博物館のネットワークです。今年度から共同研究の事業を行いまして、当館としては指定文化財として指定を検討している紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓の調査研究を共同で行います。(5) 博物館関連研修として今年度は2件、函館で行われた博物館大会と、網走で行われた道博協の学芸職員部会に参加しております。(6) 広報いしかりに隔月で、これも広く一般向けに解説する文章としていしかり博物誌。今年度6回。3月分はまだ発行されておりませんが掲載予定です。(7) その他情報発信としては、ホームページ、Facebook、Youtubeなど公開しております。12頁まいりまして(8) その他、寄贈資料の受け入れ、所蔵資料の貸し出しや画像の利用。当館が持っているものを他の機関が使う場合です。あるいは収蔵資料の整理、データ整理・蓄積を引き続き行っております。

その他レファレンス対応ですとか、報道機関の取材の対応などとなっております。これで令和6年度の文化財関連事業を説明いたしました。

【三島会長】

はい。ありがとうございました。ただいま報告ありました令和6年度文化財保護事業についてご意見、ご質問などのある方は挙手の上、ご発言願います。

【高瀬委員】

埋蔵文化財関係の協議や照会が100件以上、試掘が2件あったとのことですが、原因としてはどんなカテゴリーが多いのでしょうか。

風力発電や太陽光発電が多いようですが、最近この地域では長期的に見てどうなのかなと思っっているのですがいかがですか。

【事務局（荒山）】

おっしゃる通り、再エネ関係の事前協議、周知の埋葬文化財包蔵地の有無の問い合わせがかなりの件数いただいております。風力発電もそうですし、太陽光パネルですとか、蓄電所関係、送電線関係など再エネに関わる事前協議というのがたくさん来ております。

新港地域を中心とした少し面積の大きめな企業等に関連するような照会もいただいております。開発事業の増加に伴いまして、照会ケースもかなりいただいているところです。

【高瀬委員】

今のところ本調査まで進んだケースはなさそうですね。

【事務局（荒山）】

はい、先ほど触れてられていた試掘調査につきまして、うち1件は資料に記載されております通り、屯田紅葉山通りの道路橋梁新設工事に伴う調査で、こちらも遺物等は確認されなかったので本発掘には至らなかったというのはありました。

【高瀬委員】

はい分かりました。一時期、携帯電話のアンテナが多かったと思うのですが、今は再エネ関係が多いですね。

【事務局（荒山）】

基地局関係の問い合わせもいただいております。住宅関係も継続的にいただいているところですけども、やはり再エネ関係は多いかなという印象があります。

【高瀬委員】

市としても進めているので、こういう時期なのかもしれませんが太陽光などは何年かに1回、更新しなければならないのに、きちんと事業者がやってくれるかどうか、そういう点が少し心配です。はい、ありがとうございます。

【三島会長】

はい、よろしいですか。

【百瀬副会長】

10頁の科研の研究結果の公表なのですが、坂本さんと共同で発表したのですが、第58回の文化人類学会で発表したのですが。これ日曜日に発表したということで、成果がないんでしょうか。確か勤務日に行かないと、ここに入っていないのですね。

【事務局（小島）】

学芸員が業務として出ているもののほかに学芸員個人としての活動と言いますか、業務以外で出ているものと区別させていただいておりまして、そういった仕分けでさせていただいております。

【百瀬副会長】

はい了解しました。

【三島会長】

ほかにありませんか。それでは、次に報告事項令和7年度文化財保護事業案について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（志賀）】

はい。資料2をご覧ください。令和7年度文化財保護事業について説明いたします。1頁目、文化財関連事業・資料館関連事業・研究活動その他とありますが、まず文化財関連事業から説明いたします。定常的に行っているものが大半になるのですが、来年度特に特筆すべき点について説明いたします。まず、(1)の文化財保護審議会。来年度は、市指定文化財の漆塗り弓の指定答申、あるいは次期の指定候補などがありますので、来年度は3回予定しております。(2)から(5)に関しましては、定常的なものですので省略致しまして、(8)市指定文化財活用事業、これが今年度新たに予定しているものです。市指定文化財として指定予定の紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓（文様入り）について、地域の歴史文化の魅力を発信するために特別展や講演会を開催します。

続きまして、2頁目以降の説明に入りますけれども、ただいま申しました新しく指定される予定の弓関連のものをピックアップして説明いたします。2頁目をご覧ください。表の中で

黒い星印の付いているものが、指定される見込みの弓に関する事業です。

7月から10月の予定でいしかり砂丘の風資料館で特別展「新市指定文化財展」を予定しております。また、市民図書館でもサテライト展示というパネル展を予定しております。⑤講座イベントの方ですが、指定予定の文化財に関連しましては、3番の体験講座、「紅葉山33号遺跡出土の漆塗りの文様でコースターを作る」を予定しております。その下4番目の講演会は2回の開催予定で、ただいま計画中です。3頁目、展示講座のほかに学校等への出張授業を計画中です。二つ予定しております花川南小学校の4年生向けと樽川中学校一年生向けに学芸員が出向き授業をします。

また1項の(4)あるいは。次の頁の研究活動につきましては、定常的なものを継続して行っていくしますので、詳細の説明は省略させていただきます。令和7年度の事業は以上です。

【三島会長】

はい、ありがとうございました。今の報告にご意見ご質問ありましたら、お願いいたします。

【高瀬委員】

一ついいですか。先ほどから確認するのですが、紀要の方はPDFなどでネットに公開はされていますでしょうか。

【事務局(志賀)】

しています。

【高瀬委員】

エスチュアリも。

【事務局(志賀)】

エスチュアリもホームページに基本的に公開しております。

【高瀬委員】

ありがとうございます。

【三島会長】

ほかありませんか。では次行きます。それでは、調査報告について事務局から説明お願いいたします。

【事務局(荒山)】

令和6年度に実施しました「紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓(文様入り)」の調査につきまして報告させていただきます。本日配布いたしました資料3をご覧ください。現在、諮問中の「紅葉山33号遺跡出土の「漆塗り弓(文様入り)」」につきまして、当該資料の内容を確認するための調査を実施しました。前回の審議会の際に、実物をご覧いただいたところですが、本資料の4頁・写真8に漆塗り弓の出土状況の全体写真と文様部分の写真、図1に弓の図を掲載しております。まずは、調査内容についてご報告させていただき、その後に、当該資料の概要や文化財としての価値について、確認させていただきます。

まず、資料調査についてですが、道外での調査1件、道内での調査3件を実施しました。

道外の調査は、資料1ページ目(1)の石川県金沢市中屋サワ遺跡から出土しました縄文晩期の弓、飾り弓・白木弓を合わせて約80点の資料調査を実施しました。所蔵は、金沢市埋蔵文化財センターです。調査の目的については、道内で出土している縄文・続縄文文化の漆塗り弓の出土例の多くが弓本来の木質部分が失われ、表面の塗膜のみが残った状態であることから、実際に弓の木質部分も残った状態で出土した弓を拝見し、塗膜のみで出土している当該資料の特徴をより具体的に把握するためです。中屋サワ遺跡では、飾り弓・白木弓ともに残りの良い弓が数多く出土していることから、こちらを調査先としました。具体的には、弓の形、製作技術、弓に入れられた樋(ひ)と呼ばれる溝状の痕跡、弓の先端部、漆塗りの塗膜の状態、装飾、糸巻きの特徴などを観察することができました。写真1と2は、調査時に撮影させていただきました中屋サワ遺跡出土の弓の部分写真です。この調査では、糸状のものを巻き付けた状態などを弓の木質部分の残された状態で観察することができる機会となりました。紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓にも、発見時に文様部分にみられる糸の巻きつけについて指摘されており、弓の元の状態を考えるうえで大変参考となりました。

次に、道内の調査3件についてです。一つ目は、(2)の千歳市キウス4遺跡の漆塗り弓^{※1)}についての資料調査で、北海道立埋蔵文化財センター所蔵の資料となります。調査の目的は、道内の遺跡で出土した漆塗り弓の例と比較するためです。こちらは縄文時代後期の弓で、塗膜のみが残った状態となっています。長さは1mほどで、写真3は調査時に撮影させていただいた部分写真になります。残された塗膜が朱色の糸巻き状になっており、紅葉山33号遺跡の文様部の糸巻きとみられる塗膜の痕跡を考えるうえで大変参考になりました。二つ目は、(3)の北見市常呂川河口遺跡の出土品で、北見市とこる遺跡の森所蔵の資料となります。こちらの出土品の調査では、紅葉山33号遺跡が続縄文前半期の墓地という性格から、道内の他の地域の同時期の墓から出土する関連資料の調査として、玉類などを中心に拝見させていただきました。また、縄文時代晩期の幣舞式土器と呼ばれている土器の文様に渦巻文がみられることから、この点についても合わせて確認を行いました。土器の文様については、渦巻文様を2つ並べる構図は紅葉山33号の弓の渦巻文の構図にも似ていますが、紅葉山33号遺跡の弓の渦巻文には、必ずトゲ状突起が付いており、このような特徴をもつ渦巻文を施した土器は確認されませんでした。また、このほかに、常呂川河口遺跡では、18世紀以前のアイヌ文化の木製品が出土しており、それらの木製品の中に木質部分の残った白木弓が出土していることから、漆塗り弓ではありませんが、こちらも拝見させていただき、弓の特徴を検討するうえで大変参考になりました。三つ目は、(4)の恵庭市柏木B遺跡から出土した漆塗り弓の調査です。恵庭市教育委員会所蔵の資料となります。調査の目的は、道内の遺跡の出土例と比較するためです。縄文時代後期のもので、塗膜のみが残った状態となっています。時期としましては、先に紹介しました千歳市キウス4遺跡の弓に近い資料となります。写真7は調査時に撮影させていただいた部分写真になります。全体が朱色で、塗膜に巻き付けの痕跡が装飾のように現れているのが確認されます。紅葉山33号遺跡の漆塗り弓の巻き付けとはまた違った特徴ですが、漆塗り弓の製作技法を検討するうえで大変参

考になる比較資料の一つとなりました。

これらの道内外での資料調査の実施にあたりましては、所蔵先の各機関に、多大なご協力を賜り、大変お世話になりましたことを申し添えます。

もう一つ、紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓を対象とした調査としまして、(5)の分析調査を実施しております。令和6年度国立アイヌ民族博物館プンカ共同研究によるもので、X線CT装置や高精細画像による弓の撮影を昨年に終えたところです。現在は、その断層画像など基礎資料の精査をおこなっており、3月末には調査期間を終える予定となっております。

つづきまして、3～4頁目の「Ⅱ 紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓(文様入り)」の概要をご覧ください。只今ご報告しました資料調査等を踏まえまして、弓の概要や文化財としての価値の確認について、その要点を中心に今一度確認させていただきたいと思ひます。

1名称をご覧ください。指定にあたっての名称についてです。前回の審議会におきまして、確認事項とさせていただきます。諮問の際に、仮称として「漆塗り弓(文様入り)」と表記しております。「漆塗り弓」という呼称については、他にも、例えば、「漆弓」ですとか、「飾り弓」などの名称で紹介されることもございます。指定にあたり、わかりやすい名称として、朱色の漆が弓の全体に塗られていることから「漆塗り弓」、加えて、弓に文様を描く大変希少な出土例であることがわかるよう、括弧書きで「文様入り」と明記することを、事務局案として考えているところです。

つづきまして、「3 員数」についてです。こちらにつきましても、前回の審議会の際に、本件の市指定文化財としての対象範囲につきまして確認事項としておりました。紅葉山33号遺跡では、漆塗り弓のほかにも多数の副葬品が出土しており、前回の審議会では弓の実物資料のほかに、同じ遺構から出土した石器資料や、他の墓墳から出土した管玉などもご覧いただきましたところです。今回の諮問では、紅葉山33号遺跡出土の「漆塗り弓」1点を対象として指定を進めているところで、文様を描く大変希少な弓であることや、これまでの審議会でご指摘いただいているとおり、北海道の続縄文期の漆製品としての貴重性の観点から、当該資料1点を対象とする歴史的価値や意義は十分にあるものと考えているところです。

つづきまして、「6 文化財の概要」についてご覧ください。(1)、(2)、(3)、(5)は、これまで確認させていただきましたとおり大きな変更はございません。(4)につきましては資料調査を踏まえ、一部追記や調整のうえ記載した内容となっております。これらを踏まえて、(5)文化財の価値につきまして、4点にまとめて記載しましたので、確認させていただきます。

1点目。紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓は、続縄文文化前半期の墓から出土した副葬品です。全体に朱色の漆を塗り文様を描いて精工に仕上げた「飾り弓」で、当時の儀礼内容を示す貴重な資料です。

2点目。弓の木質部分は失われていますが、表面に塗られた塗膜部分が残存し、全体の旧

形状を復元できる状態で、加えて色相・文様も良好に残されています。特に、弓の各所に巻き込みにトゲ状突起のある渦巻文様を描く構図は、全国的にも大変希少な例となっております。

3点目。続縄文文化前半期の漆製品は数少ないものとなっております。北海道では縄文文化後期から晩期初頭にかけて漆製品の最盛期、縄文文化晩期から続縄文文化前半期にかけては衰退期を迎えます。当該資料は縄文文化・続縄文文化前半期を通じた北海道の漆文化の最終段階を示す資料として歴史的価値を有するものです。

4点目。当該資料に観察される漆製品の製作技術・装飾技法・文様の特徴は、続縄文文化前半期の石狩地域と他地域との文化的交流を考えるうえでも重要なものです。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

※ 1) 1996年の発掘調査によるもの・1点

【三島会長】

はい。ありがとうございました。今、調査報告を伺いましたけれど、ご意見ご質問ある方はいらっしゃいますか。

【鈴木委員】

丁寧に説明していただき、どうもありがとうございました。一点、私からございますけれども、4頁の5の保存処理の状態についてです。発掘から40年ぐらい経っておりまして、多分その時には一番いい方法としてポリエステル樹脂で処理しているのですが、例えば今後10年とか20年とか長いスパンで見た時に、このような状況で、しばらくはいいと思うのですが、これをさらに補修することがあるのか、あるいは今の状態でしばらくは特段問題ないというように認識されているのでしょうか。ちょっと教えてください。

【事務局（荒山）】

はい、保存処理につきまして、こちらの保存処理は2005年に終了してるのですが、なかなかこちらの弓の保存方法というのが見つからなくて、長い間クリーニングが続いていたと伺っております。それで半永久的に保存できる方法ということで、この方法を選んだと当時の担当者から伺っています。

今見る限りですと、すぐに保存状態に問題が生じるという感じではないかなという認識をしておりますので、当面はこの状態で問題がないのかなと考えているところです。

【鈴木委員】

ありがとうございました。あと、研究の時は非破壊で色々と分析やっておられるので、例えばその内部を調査されとすることはしばらくはないのですか。

【事務局（荒山）】

基本的にもう樹脂に包埋されておりますので、簡単に少し開けて取り出すというのは難しいのかなと思っております。今後、将来的にまた色々な技術、方法が発展していった時に、新たな分析方法も出てくるのかなと思いますので、少しでも良い状態で長く後世につないでいくことが大事かなと考えています。

【鈴木委員】

ありがとうございました。

【三島会長】

はい、ほかの方いらっしゃいますか。

【百瀬副会長】

前回の審議会で見せていただきましたけど、薄い部分はなんていいますか黒いところは絶対あるとしても薄い部分はもしかしたら（塗装自体が）ない可能性があるということですか。この模様か。

【事務局（荒山）】 凡例が少し見づらいかと思うのですけれども4-4の4頁目の一番最後の点で色合いというところがありまして、4頁目の上から3行目ですね。この図で左から1、2、3、4、5個の模様が薄く描かれていて、右から5つが濃く書かれているのは、色合いが違うということで、左側の5つは茶色で描かれていまして、右側5つの模様は黒で描かれていまして、中間の一つは茶色と黒の組み合わせで描かれていることで、このような濃淡がある図になっております。

【百瀬副会長】

はい、わかりました。

【三島会長】

他にありますか。はい、どうぞ。

【久保田委員】

この出土品の具体的なご説明を伺って文化財というものの価値をすごく感じました。とても嬉しいし、ありがたいのですけれども、これは当時アイヌの方々が、自分が亡くなったときに一緒に埋葬して欲しいと願い埋葬された副葬品だと思うのですが、アイヌの方々のお墓を掘り上げる時に、そこで眠ってらっしゃる方々に対して、発掘をさせていただきたいのですけれども、いかがなものでしょうかというようなご挨拶はあったか、おわかりになりますでしょうか。

【三島会長】

どうでしょう。

【百瀬副会長】

続縄文ですね。

【事務局（荒山）】

はい。こちらのまず弓につきましては、続縄文文化、約2000年前の資料です。当時の発掘の経緯としては、学術調査ではなくて開発に伴う緊急調査によって、保存ができないから発掘調査で記録保存調査するという形で実施となっているかと思しますので、そういう記録は報告書の方に掲載されてはなかったと思います。

【久保田委員】

はい、ありがとうございます。

【三島会長】

たぶん久保田さんがおっしゃりたいのは、どんな発掘でもその気持ち的にお祓いとかそういうことをやってはいかがですかっという感じの質問だったんじゃないですか。

【久保田委員】

はい、そうです。何かするにしても、他民族の方々であるわけですし、こういう理由により発掘させていただいて、日本人もアイヌ人もともに、あなたがたの築かれた文化を知りたくて、こういう風にしたいと思っているのですが、お願いできますかというような気持ちを持って発掘していらっしゃるのでしょうかということをお聞きしました。

【三島会長】

よくわかるのですが、私たち一般市民はそのようなことでやってほしいなと思うのですが、学術的にやってる方は、仕事として発掘していくということなのですね。

【久保田委員】

そういう面がありますよね。

【事務局（荒山）】

緊急調査で実施しているという記録は残っているのですが、実際にそういうふうに関わったかどうかという記録までは書かれてはいないので、当時はどういう風にされたのかというのはわかりません。

【三島会長】

今後のこともあるので、もし途中でそういうことがわかったら気持ちだけでもそういう気持ちでやってほしいということで。

【加藤委員】

それに関して33号に関しては存じあげませんが、49号は実際に携わっております。その時に何が出てくるかわからないのですが、発掘しておりましたらアイヌの方の歯が出てきたりしました。あなたの方の命の線上に我々が存在しているということを知らされました。骨が出てきた際にはお祈りしています。アイヌの方々と一緒に供養しております。そして一本の木を切るにしても、これから切らせていただきますと学芸員さんが根元にお酒を供えていました。思いは伝えられたかなと思います。

【三島会長】

ありがとうございます。とてもいい話で。あと、はい、どうぞ。

【百瀬副会長】

アイヌじゃないかもしれない。縄文時代だから。お金を出す時にどうするのですか。神頼みというの。

【加藤委員】

それは分かりません。

【鈴木委員】

よく遠征に行かれる考古学者が、一言挨拶してから出すんだとおっしゃってましたよ。

【百瀬副会長】

そうですね。ただし、骨が出てきて、病気になるのは日本人だけだと言いますね。

【鈴木委員】

人類とかですよ、どれくらいまで、そういうのがあるかということになって、例えばオーストラリアなんかだとアボリジニがおりますけれども、もう古い人骨だと例えばもう数千年とか、数万年ぐらいの遺跡です。その時一応アボリジニの聖地なので土地に対してそういうネイティブの人たちに断ってから発掘調査するのだそうです。人間としたらそこに直接繋がってくるかどうかわからないので、その土地を含めたものを敬うシャーマニズムみたいな。そういうところで敬意を払うというのは、あるかもしれないですね。

【三島会長】

実際、発掘された方からちゃんと聞いてよかったです。ありがとうございます。他にありますか。

【高瀬委員】

少し整理しますと、北海道はアイヌ民族の土地ですので、遺跡の大部分がアイヌの人々やその直接の祖先集団が残したものです。アイヌの人々からみて和民族は他者ですので、現在、北海道でマジョリティーとなっている和民族が遺跡を発掘する際はアイヌ民族の歴史遺産に向きあっているのだという気持ちはやはり必要だと思います。たしかに、紅葉山 33 号遺跡が調査された段階ではアイヌ民族の文化的・遺伝的な形成過程には不明な点が多くありました。しかし、現在は、少なくとも過去 9000 年間ほどの北海道では大規模な集団の交替はなかったことがはっきりしてきていますので、長期にわたって居住していたメインストリームとなる集団が最終的にアイヌ民族につながると考えて良いと思います。2000 年前の遺跡であっても、アイヌ民族の直接の祖先の人たちが残した遺跡であることは間違いありません。したがって、どんな時代の遺跡であっても、和人がそれを発掘する場合は遺跡を残した先住民への敬意が必要です。紅葉山 33 号遺跡をはじめ、北海道の遺跡は文化財保護法に則って調査されています。ただし、北海道では法律の範囲内だけにとどまらない対応も必要になってくると思います。特に、より新しい時期の遺跡の場合などは、アイヌの方々とコミュニケーションをとって儀式をしていただくなどの配慮も必要になってくるかと思います。

【三島会長】

はい。ありがとうございます。ほかにありませんか。

【高瀬委員】

弓に関してですが、4 頁の文化財としての価値のところで、全体に朱色の漆を塗り、模様を描いて精巧に仕上げた飾り弓とあります。おそらく茶色や黒を先に描いてから、赤を描いているのではないかと思いますので、この書き方だと間違いではないですが誤解を招くと思ったのですが。いまウポポイでやってる断面の調査でも、このあたりがわかってきてるのではないかと思いますので、どのような描き方の順番が考えられますでしょうか。

【三島会長】

先ほど調査報告で、そのウポポイのMRI検査みたいのは3月に結果が出るっておっしゃってましたよね。それもわかるのですか。

【事務局（荒山）】

はい。まずプンカウの分析は置いておきまして、漆の色の順序なのですけども、おそらく木質部分が失われているのですが、おそらく、そこにまず黒漆を塗っていて、その上に朱色の漆を塗っていて、その上に文様を描いているという形になるようです。

【高瀬委員】

では、文様の黒は赤の上ですか。

【事務局（荒山）】

線描で描いているというふうに考えています。

【高瀬委員】

下の黒を残しているのではなく、赤の上にまた別に黒で文様を描いているのですね。

【事務局（荒山）】

黒と茶色で。

【事務局（荒山）】

筆なのか刷毛なのか分からないのですが、漆を付けて線で描くように文様を。

【高瀬委員】

筆も刷毛もないと思いますけどね、当時は。分かりました。

【事務局（荒山）】

おそらく検討中ではあるのですが、木質部分に文様を描くところにあらかじめ、糸巻をどうやらしていた可能性があるかと推測しています。

【高瀬委員】

わかりました。描き方についてはウポポイの調査なども踏まえて詳しくわかると思うので、誤解のないようにわかりやすくしていただければと思います。

【事務局（荒山）】

はい。

【高瀬委員】

良くも悪くも樹脂に入っているので保存状態としては安定していると思いますが、百年二百年単位でみたときの耐久性という点ではいかがでしょうか。

【事務局（荒山）】

永久的にという条件付きで発注を出して処理をしたということだったので、永久というのは少し難しいのかもしれませんが。

【高瀬委員】

数百年単位でも大丈夫ということでしょうか。

【事務局（荒山）】

そうですね。実際にそういう事例があるのかどうか、私わからないんですけど。

【鈴木委員】

骨の標本とか骨の化石みたいなものですね、もっと古い時代のものですけど、そういうものなんかポリエステルで充填して保存処理することはあるのです。。けれどもやはりかなり以前のものは質が悪いので、やはり保存処理剤を溶かしてやり直してということがかなり古い時代のものはあります。いわゆるナウマンゾウ第四紀ですから、もっと数10万年前とかの試料には聞いたことがありますけど、最近の処理剤はかなりいいので、半永久的ぐらいには持つというふうになっています。多分2000何年に処理されてるのですよね。

【事務局（荒山）】

はい、2005年に保存処理を終えています。

【鈴木委員】

だから20世紀とか、それぐらいの試料はかなり質が悪く、ただこういうプラスチックを充填しただけなので、骨だと多孔質になっていますから、そこから割れていったりとか、変色したりします。その場合は保存処理剤をもう1回溶かすんでしょうね。そういうことは骨の標本で古いタイプの標本なんかでやったことはあります。

【高瀬委員】

文化財としては少なくとも数百年間同じ状態を保つことが必要ですし、もしそれが難しくなった場合は再度やり直しができる余地をどこかに残しておく必要があると思います。ただ、現状では保存処理をやり直すとほぼ確実に劣化すると思いますので、そこは懸念されることです。

【鈴木委員】

どこかの形態を残すためには、こういうところが多少劣化しても仕方ないです。そうなるといずれ時が経てば技術が進んでいくのかもしれないですけどね。

【三島会長】

それはなんか。文化財課がかわいそうですね。

【事務局（荒山）】

当時としては、保存方法を各地に問い合わせをして、唯一この方法が確認されてできるということで引き受けていただけたと聞いてます。いろいろとメリット・デメリットあるかと思うのですが、現時点では文様もきちんと残っているというところではあるのですが、おっしゃる通り、数百年単位でというのはちょっとなかなかお答えしづらい部分もあるかと思います。ただ、将来的に分析等も含めていろいろ技術が発達した時にという希望も込めての方法であったということは伺っています。

【高瀬委員】

はい、あの処理をしなければ、今は形態も保存されない状態となっていた可能性が高いです。

【三島会長】

気持ちはよくわかるのですが、よろしいですか。

【高瀬委員】

私も漆製品などのデータを集めていますが、縄文後・晩期と擦文は資料がそれなりにありますが、その間の続縄文期は非常に少ないです。再検討できるかたちで残っているのは石狩市のこの資料のみのため、そうした意味での貴重性や学術的な価値は認められると思います。漆製品は縄文までは北海道内で作ってる可能性もかなりありますが、擦文以降になると本州からの輸入品が多くなります。紅葉山の弓がどこで作られたかはまだ決着がついていないため、これからの検討課題になるとは思いますが、ミッシングリンクを埋めるための、検証可能で、信頼性の高いほぼ唯一の資料であるということと言えるかと思います。これだけでも十分な学術的な価値があると思います。あとは、指定の方法として、副葬品全体を一括で指定するという選択肢もあるとは思いますが、一方で、一点に絞った指定も、文化財の価値を市民の方に知っていただくという意味では悪い選択ではないと思います。

【三島会長】

はい。わかりました。ありがとうございます。

【高瀬委員】

お墓の副葬品一括という考え方とかもあるかと思うのですが。

【三島会長】

そうですね。そこらへんがちょっと。

【高瀬委員】

文化庁は、全体を評価するために一点だけではなく一括で指定するという姿勢です。将来的に道指定や重要文化財を目指すのであれば、今のうちから対応しておくのもひとつの手かと思いますが、現時点でそこまで考えないのであれば一点だけでももちろん問題ありません。

【三島会長】

はい。嬉しいです。私が質問していいですか。高瀬先生に。

【三島会長】

今、石狩市の文化財に指定されると思うのですが。この後、もしかしたらすごく大変貴重なものだとすることで北海道とか国とか順番に行くような話はあるのですか。

【高瀬委員】

まだ市指定にもなっていない状況ですのですぐというわけではありませんが、これから研究が続いていくと思いますので、資料の価値づけ、意義づけがさらにできてくればそうした可能性は出てくると思います。

【三島会長】

では文化財課の調査よろしくお願い致します。あと事務局から確認のお話があるそうですね。

【事務局（小島）】

気持ちはよくわかるのですが、よろしいですか。

【高瀬委員】

私も漆製品などのデータを集めていますが、縄文後・晩期と擦文は資料がそれなりにありますが、その間の続縄文期は非常に少ないです。再検討できるかたちで残っているのは石狩市のこの資料のみのため、そうした意味での貴重性や学術的な価値は認められると思います。漆製品は縄文までは北海道内で作ってる可能性もかなりありますが、擦文以降になると本州からの輸入品が多くなります。紅葉山の弓がどこで作られたかはまだ決着がついていないため、これからの検討課題になるとは思いますが、ミッシングリンクを埋めるための、検証可能で、信頼性の高いほぼ唯一の資料であるということと言えるかと思います。これだけでも十分な学術的な価値があると思います。あとは、指定の方法として、副葬品全体を一括で指定するという選択肢もあるとは思いますが、一方で、一点に絞った指定も、文化財の価値を市民の方に知っていただくという意味では悪い選択ではないと思います。

【三島会長】

はい。わかりました。ありがとうございます。

【高瀬委員】

お墓の副葬品一括という考え方とかもあるかと思うのですが。

【三島会長】

そうですね。そこらへんがちょっと。

【高瀬委員】

文化庁は、全体を評価するために一点だけではなく一括で指定するという姿勢です。将来的に道指定や重要文化財を目指すのであれば、今のうちから対応しておくのもひとつの手かと思いますが、現時点でそこまで考えないのであれば一点だけでももちろん問題ありません。

【三島会長】

はい。嬉しいです。私が質問していいですか。高瀬先生に。

【三島会長】

今、石狩市の文化財に指定されると思うのですが。この後、もしかしたらすごく大変貴重なものだということで北海道とか国とか順番に行くような話はあるのですか。

【高瀬委員】

まだ市指定にもなっていない状況ですのですぐというわけではありませんが、これから研究が続いていくと思いますので、資料の価値づけ、意義づけがさらにできればそうした可能性は出てくると思います。

【三島会長】

では文化財課の調査よろしくお願い致します。あと事務局から確認のお話があるそうですね。

【事務局（小島）】

はい、よろしいでしょうか。今皆さまから色々ご意見いただいたところなのですが、事務局より、2点確認させていただきたいです。先ほど、荒山から説明いたしました通り、まずの名称につきまして、漆塗り弓（文様入り）とさせていただきたいということと、2点目は員数です。指定の点数ですが、こちらにつきましては漆塗り弓一点を対象として指定する方向で考えておりますので、この点について少しご審議いただきたいと思います。

【三島会長】

はい。わかりました。今、事務局から説明がありましたが今までは仮称だったのですが、紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓（模様入り）につきましては、名称を「紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓（模様入り）」としたいということなのですが、皆さんいかがですか。

【各委員】

いいと思います。

【三島会長】

ありがとうございます。じゃあ事務局お返しします。

【事務局（小島）】

はい、ありがとうございます。ただいま名称と員数についてご確認いただいたところでありますが、今後これまでの調査結果やこれまで委員皆様からいただいたご意見を元に事務局で答申の原案を作成し、次回の審議会開催前までに皆様にお示しさせていただきまして、次回の審議会において答申案の審議をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。なお次回の審議会の予定は新年度、令和7年ですが、6月上旬頃を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

【三島会長】

はい、ただいま説明ありましたが、紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓（模様入り）の指定文化財指定につきまして、事務局にて答申案を作成していただき次回の審議会開催前に多分送られてくると思います。それで、次の審議会において委員皆さんに審議いただきたいと思いますので、その上で決定したいと思いますので、よろしくお願い致します。その他について事務局、何かありますか。

【事務局（小島）】

事務局からございません。

【三島会長】

はい、では今日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

令和7年7月14日
石狩市文化財保護審議会
会長 三島 照子

